

市川市健康都市推進協議会の運営に関する要綱

市川市健康都市推進協議会設置要綱（平成15年12月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、全ての市民が安心して健やかに生活することができる健康都市を目指して、市民、事業者及び市の連携を図るために開催する市川市健康都市推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「健康都市」とは、市民の健康の増進をまちづくりの中心に据え、かつ、その目的を達成するため、市民、事業者及び市が相互に協力する都市をいう。

（意見交換事項等）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換又は情報交換を行うものとする。

- (1) 健康都市に係る事業に関すること。
- (2) 市民等の健康の増進を図るために行われている自主的な活動に関すること。
- (3) 健康都市に係る施策の推進に関すること。
- (4) 健康増進計画に策定及び変更に関すること
- (5) その他健康都市に関すること。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 保健、医療、福祉、文化、スポーツ等に関する団体の推薦を受けた者
 - (2) 学識経験のある者
- 2 協議会の構成については、おおむね2年ごとに見直すものとする。
- 3 市長は、必要に応じて、協議会に関係者の参加を求め、意見を聴くことができる。

(協議会の進行等)

第5条 協議会の会議は、協議会の出席者のうちから座長を選出し、進行するものとする。

(謝礼の支払)

第6条 協議会の出席者には、その都度9,100円の謝礼を支払うものとする。

(事務)

第7条 協議会の事務は、企画部健康都市推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。